

会長声明

弁理士の特定侵害訴訟代理に関する 「弁理士法の一部を改正する法律」の可決成立について

平成14年4月12日
日本弁理士会会长 笹島富二雄

1. 我々弁理士は、本法に盛り込まれた侵害訴訟代理人としての役割を立派に果たし、我が国の知的財産紛争解決のため、積極的に貢献することを決意するとともに、本法成立のために尽力された総ての方々に敬意を表する。

弁理士に対する侵害訴訟の代理権限付与は、知的財産関連訴訟の迅速性・的確性を向上させるという国家的・国民的ニーズに対して、国家的見地から取組み、関係者一同の叡知を結集した結果として提言されたものである。

この度、弁理士に特定侵害訴訟の代理権限を付与することを内容とした「弁理士法の一部を改正する法律」が可決成立したことにより、知的財産の専門家である弁理士が、知的創造サイクルの紛争解決の場面において、より一層深く関与することが可能となり、今まで以上に、知的財産の発展、ひいては我が国産業の発展に貢献できるという法体制整備の第一歩を踏み出した。

我々弁理士は、今般の司法制度改革における弁理士の国家的責任を重く深く受け止め、国民の期待に沿うべく、これまで培って来た審決等取消訴訟代理、工業所有権等に関する侵害訴訟補佐人の経験に加え、更に実務・学識の研鑽を重ね、社会的により一層の信頼をいただけるよう、鋭意努力して参る所存である。

2. 我々弁理士は、知的創造サイクルに一貫関与して、産業の発達に貢献するという本質的な使命の全に更に努力することを決意する。

現在のように我が国産業が困難に直面している時期に、我々弁理士に課された本来の使命を果たすため、日本弁理士会は、弁理士の更なる能力向上を目的とする研修制度の強化、知的財産に関する諸々の基盤整備に取り組んで参る所存である。

3. 我々弁理士は、衆参両院における本法に対する附帯決議による提言を実現するために鋭意努力し、國家の知的財産戦略の一役を担うことのできるよう精進することを決意する。

今後、衆参両院の経済産業委員会において本法に付された附帯決議を重く受けとめ、弁理士の侵害訴訟代理人としての実績を積み、利用者のニーズに十分に応え得る実力を養成することにより社会の信用を得、本法にある弁護士との共同受任要件、裁判所への出廷形態、訴訟代理権の範囲などの種々の制約が近い将来不要となるよう努力する。

更に、現在、当会からもメンバーとして参加している小泉首相主宰による知的財産戦略会議において、我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化の観点から知的財産の保護や活用促進のための知的財産戦略が議論されている。その柱として「知的財産基本法」が制定され、国家的戦略として知的財産重視が明確に示されることが期待されている。このような時期に、本法律が成立し知的財産の専門家である弁理士全員が一丸となって我が国産業競争力強化の一助となって、その役割を果たせるよう全力を尽くす所存である。